

平成30年度予算編成等における 政策評価の活用状況

政策評価の活用及び根拠法令	1
1. 主計局における活用状況	3
2. 主税局における活用状況	5
3. 関税局における活用状況	8
4. 理財局における活用状況	11

政策評価の活用及び根拠法令

〔政策評価の活用〕

政府は、政策評価の結果の取扱いについては、評価を行った行政機関が自らの政策に適切に反映させるほか、予算の作成や税制等に当たりその適切な活用を図るよう努めなければならないものとされている（政策評価法3条及び4条）

〔財務省における政策評価の活用〕

- (1) 財務省においても、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を図るよう努めることとされている（財務省 政策評価に関する基本計画）

- (2) 財務省は、各府省が行う政策評価を、具体的に次の分野で活用
 - ・ 予算編成過程において、概算要求時に評価書等を添付、活用
 - ・ 財政投融资計画において、財投要求時に評価書等を添付、活用
 - ・ 税制改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用
租税特別措置については、総務省のガイドラインで定められている様式の評価書を添付
 - ・ 関税改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用

- (3) 財務省政策評価懇談会（3月）で、上記のそれぞれの活用状況について説明
また、予算編成におけるPDCAサイクルの取組みは、予算案の国会提出時に財務省ウェブサイトに掲載

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律（抄）（平成 13 年 6 月 29 日法律第 86 号）

第四条（政策評価の結果の取扱い）

政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。

- 政策評価に関する基本方針（抄）（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）
（平成 19 年 3 月 30 日一部変更）
（平成 22 年 5 月 25 日一部変更）
（平成 27 年 3 月 24 日一部変更）
（平成 29 年 7 月 28 日一部変更）

7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。このため、各行政機関の実情に応じて、政策評価担当組織が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや当該結果の政策への反映を推進するとともに、予算、税制、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。また、政策評価と予算・決算、税制との連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるとものとする。総務省は、政策評価の結果の政策への反映に関し、各行政機関における取組を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

- 政策評価に関する基本計画（抄）（平成 25 年 3 月策定）
（平成 26 年 3 月一部改訂）
（平成 26 年 6 月一部改訂）
（平成 27 年 3 月一部改訂）

第 8 章 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

第 2 節 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）

財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用に努めるものとする。

1. 主計局における活用状況

政策評価の結果の反映状況

- ・ 各行政機関が行った政策評価の結果に基づき、個々の事務事業の効率性の検証を行うなど、予算に的確に反映。
- ・ 政策評価の結果の平成 30 年度予算への反映額は▲783 億円。

◆ 主な反映事例

<経済産業省>

新エネルギー・省エネルギー

(うち、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金)【反映額：▲17.1 億円】

<政策・施策の概要>

家庭用燃料電池システム及び業務・産業用燃料電池の導入費用の一部を補助することで普及を促進し、低コスト化を図ることで当該機器の自立的な普及の実現を目指す。

<要求府省における政策評価の結果>

【政策評価結果のポイント】

2020 年に「140 万台」の導入目標に対し、平成 28 年度末時点の普及台数は、19.5 万台となっているため、引き続き達成に向けた取組を進める。

本政策の効果により、機器の価格低減、普及の進展が進んでおり、エネルギー消費削減への貢献が認められる。



【予算要求への反映状況】

本補助事業により、価格が低減してきているものの、自立的な普及に向けては、更に価格低減を図っていく必要がある。このため、更なる価格低減に向けて必要な経費を要求した。



<財務省における政策評価の結果の反映>

【評価結果に対する考え方】

140 万台の普及目標台数については平成 28 年度末時点で開きがあるものの、今後、技術開発等により価格の低減が進み、更なる普及の進展が見込まれる。



【予算編成における反映状況】

概算要求では、価格低減の実績を踏まえ補助単価を減額。

予算編成過程では、政策評価結果の更なる反映として、技術開発等による普及の進展を勘案して補助台数の絞り込みを行い、予算を縮減した。

<農林水産省>

力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等

(うち、農業経営法人化支援総合事業)【反映額：▲1.2 億円】

<政策・施策の概要>

県レベルに農業経営相談に関する体制を整備し、関係機関と連携して行う農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大等に関する経営相談・経営診断や専門家派遣・巡回指導などの取組を支援する。

<要求府省における政策評価の結果>

【政策評価結果のポイント】

平成 35 年度までに法人経営体数を 5 万人に増加させるという政策目標に対して、平成 28 年度の農業経営体法人は約 2 万人であり、平成 28 年度の目標 2.3 万人の 90%に留まることから、目標達成に向けて増加ペースを加速化するとともに、農業経営相談体制の整備など経営の質の向上に資する取組を支援する必要がある。



【予算要求への反映状況】

農業経営の法人化をさらに推進し、経営の質を向上するため、既存事業の一部を廃止した上で、新たに農業経営相談体制を整備し、経営改善の伴走支援に必要な経費を要求した。



<財務省における政策評価の結果の反映>

【評価結果に対する考え方】

法人化経営体数の増加だけではなく、農業者の多様な課題にスピード感を持って対応できる体制を整備することが必要である。



【予算編成における反映状況】

事業の必要性・有効性・効率性の検討において政策評価結果を反映した。

要求内容について必要性は認めることができるが、有効性の観点から法人経営のリスク軽減調査委託事業を皆減するとともに、効率性の観点から想定される業務量に見合った予算額に要求から削減した。

(計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。)

2. 主税局における活用状況

平成30年度税制改正における政策評価等の活用について

○ 租税特別措置の拡充・延長について要望を行う場合には、各省庁は、政策評価（事前評価）を行っている。総務省は、政策評価書の内容を点検し、「適用数・適用額に関する説明が不十分な例」等を公表している。

○ 財務省は、毎年度、法人税関係の租税特別措置の適用件数・適用金額・適用状況の偏りといった適用実態の調査を実施して「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を作成するものとされており、内閣は、当該報告書を国会に提出するものとされている。

⇒ 税制改正プロセスでは、総務省による政策評価の点検結果や、財務省の適用実態調査の結果を活用して、租税特別措置の必要性や政策効果を検証している。

平成30年度税制改正では、特に、期限が到来する法人税関係租税特別措置（21項目）のうち、その大宗について、廃止または縮減を伴う見直しを行う。

<主な事例①>

◆ 国際戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度

⇒ 総務省の指摘を踏まえ、適用件数が僅少である事業（「国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業（下記4号）」及び「国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業（下記5号）」）についての措置を廃止。

その他、特別償却率等の引下げ等の見直しを行う。

（参考）租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（抜粋）（平成29年11月 総務省行政評価局）

○ 対象事業等の一部に適用実態・見込みが僅かなものがあり、租税特別措置等が目標の達成に十分に寄与することが明らかにされていない。

《内閣04》国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及び延長（法人税、法人住民税、法人事業税）
 （措置の内容：国際戦略総合特別区域内において特定機械装置等を取得した場合の一定割合の特別償却又は法人税額控除）

<達成目標>

各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（平成32年度又は平成33年度）までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。

（※） 総合特別区域法施行令第1条
 第1号：環境負荷低減その他環境保全等に関する事業
 第2号：医療技術等の研究開発等に関する事業
 第3号：前2号以外の高度な産業技術の研究開発等に関する事業
 第4号：港湾・空港の整備や貨物の運送等に関する事業
 第5号：事業機会の創出等、国際的な事業活動の促進に関する事業

対象事業（※）	平成26～28年度 （実績）	平成29～31年度 （見込み）
総合特別区域法施行令第1条第1号	134法人	52法人
総合特別区域法施行令第1条第2号	32法人	22法人
総合特別区域法施行令第1条第3号	57法人	83法人
総合特別区域法施行令第1条第4号	0法人	0法人
総合特別区域法施行令第1条第5号	1法人	1法人



租税特別措置等は特定の政策目的を実現するための例外的な手段であることから、これらの租税特別措置等が目標を達成する手段として必要最小限なものとなっているのか、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

<主な事例②>

◆ 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置

⇒ 総務省の指摘を踏まえ、地方拠点強化税制(オフィス投資減税・雇用促進税制の特例部分)の縮減を伴う見直しを行うとともに、雇用促進税制の本体部分は最近の雇用情勢を踏まえ、廃止。

その他、制度趣旨の明確化の観点から、見直しを行う。

(参考) 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(抜粋) (平成29年11月 総務省行政評価局)

- **実績が前回評価時の見込みを大幅に下回っており、租税特別措置等が目標の達成に十分に寄与し、目標が達成されることが明らかにされていない。**

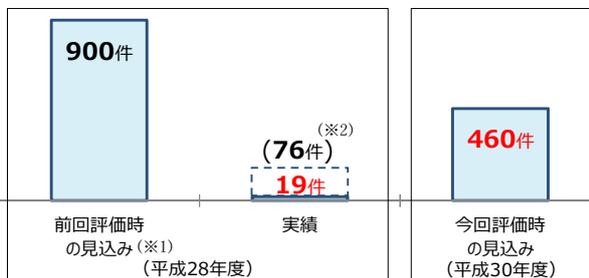
《内閣01》地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充 (法人税、法人住民税、法人事業税)

オフィス減税

(措置の内容：地方活力向上地域内において特定建物等を取得した場合の一定割合の特別償却又は法人税額控除)

<達成目標>

平成32年までの5年間で、本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加

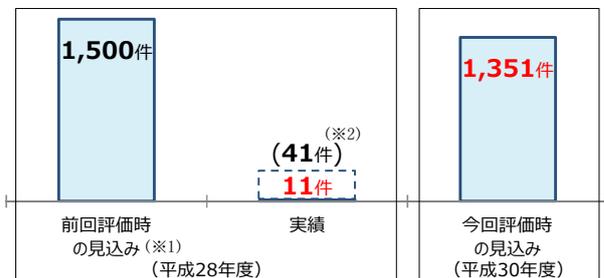


雇用促進税制

(措置の内容：地方活力向上地域内において新たに従業員を雇用した場合等の一定額の法人税額控除)

<達成目標>

平成32年までの5年間で、地方拠点における雇用者数を4万人増加



僅少である理由：整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多かったためである。個別企業内の事情変更や利益法人であるか否か等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ、これらも要因の一つになっている。



この租税特別措置等は、実績が前回評価時の見込みを大幅に下回っており、目標達成状況も明らかにされていないため、目標を達成する手段としての必要性及び有効性や将来の効果が見込みどおりに発現するのかについて、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

(※1) 前回評価は平成28年8月に実施している。

(※2) () 書は、オフィス減税の76件については平成28年度の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定件数、雇用促進税制の41件については平成28年度の雇用促進計画の受付件数を記載している。

3. 関税局における活用状況

平成30年度関税改正における政策評価の活用

政策評価の活用

- 関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、各要望府省に対し、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・理由、要望措置による効果等、政策の評価内容を記載した関税改正要望書の提出を求め、その内容を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っている。

具体的な事例

- 関税改正要望：バイオETBEの製造に供するバイオエタノールの暫定無税の延長
＜経済産業省＞

評価結果等

《政策目的》

- ・ 地球温暖化対策、エネルギー源の多様化の観点から、バイオ燃料を混合したガソリンの普及を促進。

《現状》

- ・ バイオエタノールは国内生産されておらず、ブラジル産の輸入に依存している。
- ・ バイオエタノールの関税率は暫定税率により無税となっている。
- ・ 輸入したバイオエタノールはバイオETBEに合成し、ガソリンに混合される。
- ・ 関税は、バイオETBEに係る国内精製業者にとって負担、消費者への普及阻害の要因となりうる。
- ・ 次世代バイオエタノールの導入促進、国産化について検討・研究されている。

《措置の必要性》

- ・ バイオ燃料を混合したガソリンの普及促進のためには、引き続き関税を無税とする必要がある。
- ・ 今後、バイオエタノールの国産化を実現した場合、関税による保護が必要になる可能性があるため、引き続き暫定税率を適用する必要がある。

《評価結果》

- ・ 経済産業省は政策評価書においてバイオ燃料生産システム構築のための技術開発事業を掲げており、必要な予算措置を講じる等国産化を推進している。
- ・ 政策目的を達成するためには、バイオエタノールの暫定税率（無税）の延長がもっとも効果的・効率的な手段であると考えられる。

平成30年度関税改正

バイオエタノールの暫定税率（無税）の適用期間を1年間延長とするのが適当である。

今後の課題

- 各府省から提出される関税改正要望書について、政策評価の活用に資する観点からより充実したものとなるよう、要望措置の効果を検証するための客観的指標の提示などを引き続き各府省に求めつつ、その積極的な活用を進め、毎年度の関税改正作業においてより多角的な検討を行っていくこととしたい。

4. 理財局における活用状況

平成 30 年度財政投融資計画編成 における政策評価の活用

各省庁・機関においては、各年度の財政投融資計画要求を行うにあたり、要求内容について政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から事前に政策評価を行い、その結果が理財局に提出されます。理財局では、要求内容の審査にあたり、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用し、あわせて、活用事例を財務省ウェブサイトに掲載します。

◆ 主な活用事例

《株式会社日本政策金融公庫(農林水産業者向け業務)》

- 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（拡充）

＜施策要求の概要＞

- 認定農業者の経営規模拡大や生産性向上のための設備投資及び農産物の輸出や6次産業化等の意欲と創意工夫を生かす経営改善の取組を支援するための融資制度において、以下の内容を要求。
 - ・ 法人向け特認限度額の引上げ
- 20億円又は目標売上額の2倍のいずれか低い額→40億円又は目標売上額の2倍のいずれか低い額

＜要求省庁・機関における政策評価＞

①政策的必要性

一層の経営規模拡大等に取り組む農業者の更なる攻めの経営展開を支援するため、特認限度額を引き上げる必要がある。

②民業補完性

農業の特性から、民間金融機関では対応が困難な長期かつ大型の資金需要に対し、設備資金を主体として融通することとしており、民業補完の趣旨は徹底されている。

③有効性

農業者の農業経営の発展に取り組む環境を整備することで、一層の経営規模拡大や6次産業化・輸出など新たな取組を推進するものであり、有効性は認められる。

④その他（財務の健全性への影響等）

経営改善資金計画書の特別融資制度推進会議による認定、返済計画等に関する十分な審査を行うことにより、償還確実性は確保されている。

＜政策評価の活用状況＞

政策的必要性及び有効性については、限度額の引上げが、農地集積・集約化、6次産業化等による農業の成長産業化を推進する観点から、農業者による今後一層の経営規模拡大等への取組に資するものであることから、認められる。

他方、民業補完性を確保する必要があることから、農業者が民間金融機関からも設備資金の資金調達を行うことを特認限度額適用の要件とし、特認限度額の基準にも関連付けるほか、民間金融機関との協調融資の状況について毎年検証することとした。

以上を踏まえ、特認限度額については、要求額から引き下げ、① 30億円、② 目標売上額の2倍に相当する額、③ 民間金融機関からの設備資金の調達額の2倍に相当する額のうち、いずれか低い額とした。

公庫においては、限度額引上げに伴う大型貸付案件の増大の可能性等を念頭におき、引き続き、十分な融資審査を行うとともに、融資後の適切なフォローアップ・経営支援等によって債権保全を行い、償還確実性を担保していく必要がある。

【財政投融資 4,830 億円の内数】

《独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(投融資等・金属鉱産物備蓄勘定)》

- 天然ガス、石炭、地熱及び金属鉱物に係る探鉱・開発事業等に係る出資事業（継続）

＜施策要求の概要＞

- 資源の安定供給を確保する観点から、我が国企業の天然ガス、石炭、地熱及び金属鉱物に係る探鉱・開発事業等に対して出資による支援を行う。

＜要求省庁・機関における政策評価＞

①政策的必要性

天然ガスをはじめとする資源の安定供給確保は、我が国経済にとって必要不可欠であり、国家安全保障に直結する課題である一方、民間のみで負担するにはリスクが高く、機構を通じた公的関与の必要性がある。

②民業補完性

民間のみでは担いきれないリスクを機構がシェアするとともに、公的機関としてプロジェクトに参画することにより民間の事業推進を支え、対象国の事業活動に伴うリスクを緩和すること等をもって、民間の探鉱・開発事業等に対する投資を誘発している。

③有効性

資源開発は、事業リスクやカントリーリスクが高く、多額の費用を要するために、民間のみで資金負担をすることは困難である。機構が支援を行うことは、民間の積極的な投資を促進し、資源の安定供給を確保する上で有効である。

④その他（財務の健全性への影響等）

案件の採択にあたっては、適切な技術的・経済的評価に基づく厳正な審査を行うことで、出資金毀損のリスクを回避することに努める。また、出資先企業からの配当や出資先企業の株式の売却により、収益の確保が可能と見込まれる事業を採択している。

＜政策評価の活用状況＞

政策的必要性・有効性については、機構によるリスクマネー供給支援は資源開発投資に係る事業リスクの低減を通じ、我が国企業の権益の維持・確保に資するものであることから、認められる。

また、民業補完性については、機構は投資案件の採択にあたり、機構の出資額が原則 1/2 以下であることや機構以外の本邦法人が事業の経営に参画していることを要件としていることから、認められる。

機構が出資する投資案件は、事業の段階に応じて多様なリスクがあることや、国・地域特有の経済環境等の変動要因があることから、事業段階や投資地域を考慮しバランスのとれたポートフォリオの構築により、収益性を確保していく必要がある。

このため、今後、投資案件の積み上げにあたっては、外部有識者によるポートフォリオ評価を業務に反映する仕組みを導入することにより、より効果的なポートフォリオマネジメントを実現することを求めた上で、産業投資を措置することとした。

【産業投資 411 億円の内数】